

# 令和4年度 湯沢町起業支援補助金

## 【概要】

### 【問合せ先】

湯沢町役場 総務部企画政策課

住所：949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300

電話：025-784-3454

受付：8:30～17:15／月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

令和4年4月

湯沢町役場総務部企画政策課

## 1 目的

この補助金は、湯沢町内で起業する方に対して必要とする経費の一部を補助することで、チャレンジする意欲的な起業、新規事業参入を支援し、新たな需要や雇用の創出等により、湯沢町全体で強い経済を取り戻すことを目的とします。

## 2 補助対象者

以下の（１）から（７）までの要件を満たすことが必要です。

<input checked="" type="checkbox"/>	要件
<input type="checkbox"/>	(1) 湯沢町内に事業所を設置し、通年で営業する事業を起業（又は新規事業参入）する、個人事業主又は法人 ※対象となる①個人事業主、②法人は次ページを参照
<input type="checkbox"/>	(2) 過去にこの補助金の交付を受けていない
<input type="checkbox"/>	(3) 事業の実施に関して法的規制がかけられており、内容又は許認可に係る期間等に課題を有していない
<input type="checkbox"/>	(4) <ul style="list-style-type: none"><li>・暴力団等の反社会的勢力でない</li><li>・反社会的勢力との関係を有しない</li><li>・反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていない</li><li>・上記3つに類すると認められない</li></ul>
<input type="checkbox"/>	(5) 湯沢町インキュベーションセンターに利用登録している ◆湯沢町インキュベーションセンター 湯沢町大字湯沢 2882-8（湯沢町商工会館内） TEL：025-784-2522
<input type="checkbox"/>	(6) 令和3年度又は4年度に以下のいずれかを受講済み P6参照 <input type="checkbox"/> 「起業創業セミナー」（湯沢町インキュベーションセンター実施） <input type="checkbox"/> 「起業家向けのセミナー」（民間スタートアップ支援拠点事業者実施）
<input type="checkbox"/>	(7) 起業に対する知識の習得や事業運営のために十分研鑽していること

## ①個人事業主

- 交付申請時点で湯沢町に住民登録を行っている
- 起業後も湯沢町外へ転出する見込みが無い
- 納期の到来した国税、県税、町税及び町の上下水道料金を完納している  
※ 直近に転入した方は、前住所地の国税、都道府県税、市町村税を完納していること
- 開業届（税務署に提出）の提出日が「令和4年4月1日以降」である  
※ 既に事業を開始している場合は不可
- 生活保護受給者でない

### 【具体的例（個人事業主）】

○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今まで個人事業が未経験であり、今回初めて起業する</li> <li>・第三者が営んでいた既存の事業及び店舗を承継して行う</li> <li>・現在（過去）、個人として事業を行っているが、<u>別分野</u>の個人事業を新規に行う</li> </ul>
×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在（過去）、個人事業を行っていて、<u>同業種</u>を行う</li> <li>・現在（過去）、法人で事業を行っており、個人事業として<u>同業種</u>を行う</li> <li>・親等から事業を引き継いで行う</li> </ul>

## ②法人（会社法に基づく法人）

- 法人の設立等申告書（湯沢町へ提出）に記載の本店所在地が、湯沢町内である
- 起業後も本店所在地を湯沢町外に異動させる見込みが無い
- 法人の代表者が、納期の到来した国税、県税、町税及び町の上下水道料金を完納している  
※代表者が直近に転入した方は、前住所地の国税、都道府県税、市町村税を完納していること
- 法人の設立等申告書（湯沢町へ提出）に記載の設立年月日が「令和4年4月1日」以降である ※ 既に事業を開始している場合は不可

### 【具体的例（法人）】

○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人を新たに設立し、今回初めて起業する</li> <li>・現在（過去）行っている業種とは<u>別分野</u>の業種を新規に行う</li> </ul>
×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在（過去）、法人で行っている<u>同業種</u>を行う</li> <li>・現在（過去）、個人で事業を行っており、法人として<u>同事業</u>を行う</li> <li>・会社法に規定する吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、事業譲渡により誕生した法人である</li> <li>・同業種を別法人から引き継いで行う場合、新法人と別法人の役員が一人以上重複している</li> <li>・湯沢町内に設置したものが福利厚生施設（保養所等）である</li> <li>・湯沢町内に設置したものが現場事務所（永続性のないもの）である</li> </ul>

### 3 補助対象事業

この補助金の対象となる事業は、日本標準産業分類に定められた事業で別表のとおりとします。

ただし、風俗営業、性風俗営業、公序良俗に反する事業は対象となりません。

### 4 補助対象期間

この補助金の補助対象期間は、交付決定日から令和5年3月31日までです。

### 5 補助対象経費

この補助金の対象となる経費は、以下の条件をすべて満たすものとします。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費  
→ 起業、新規事業参入に要する経費及びその後の経営に関する経費
- ② 交付決定日以降の発注・契約により発生した経費
- ③ 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

**【補助対象経費】 不明な点は必ず事前に確認してください**

ア	<b>事業所、施設の改装費（賃貸物件のみ）</b> ・店舗、事務所、施設の開設に必要な外装工事、内装工事（事業の用に供する部分のみ）
イ	<b>事業用車両購入費</b> ・配達、運送用の車両など本事業の専用として使用する車両の購入費 ※汎用性が高く、使用目的が本事業の遂行に必要なものと特定できない車両は対象外（対象外例：営業用の乗用車）
ウ	<b>消耗品費（備品は補助対象外）</b> ・事務用品、販促品
エ	<b>賃借料</b> ・店舗、事務所、来客用駐車場の賃借料（事業の用に供する部分のみ） ・本事業の開始に必要な機械設備、備品等の賃借料
オ	<b>広告宣伝費</b> ・本事業の開始に必要な販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット等印刷費、HP開設費
カ	<b>その他町長が必要と認める経費</b> <u>※以下は、補助対象外です。</u> ・交付決定日よりも前に発注、契約、支払を行ったもの ・販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費 ・店舗等の賃借料以外の店舗等維持経費 ・申請者の資産形成につながる経費 (対象外経費はQ&A (P7) にも例示してあります)

### 【補助事業の重複】

この補助事業の申請にあたっては、他の補助事業との併用が可能です。

ただしその場合は、この補助事業の補助対象経費は、他の補助事業の額を控除した額とします。

## 6 補助率等

補助対象経費の2分の1以内であって、500,000円を上限とします。ただし、重点事業は1,000,000円を上限とします。

## 7 交付申請

### (1) 提出書類

- ① 第1号様式 「湯沢町起業支援補助金交付申請書」
- ② 添付書類 (①に記載)

#### ■添付書類に関する留意点

- ・国の納税証明書は「その3の2」を添付してください。
- ・「湯沢町起業支援補助金に伴う確認書」は、湯沢町商工会から事業計画の実現性及び妥当性等について、確認を受けてください。

#### ◆湯沢町商工会

949-6101 新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢 2882-8

TEL : 025-784-2522 FAX : 025-784-3218

- ・事業計画書について、湯沢町商工会が必要と判断した場合、中小企業診断士による面談を必須とします。

### (2) 提出先・問合せ先

湯沢町役場 総務部企画政策課

住所 : 949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300

電話 : 025-784-3454 FAX : 025-784-1818

メール : kikaku@town.yuzawa.lg.jp

受付 : 8 : 30 ~ 17 : 15 / 月 ~ 金曜日 (祝日、年末年始を除く)

### (3) 提出方法 : 持参

## 8 交付決定

補助金交付申請書の提出後、事業内容の精査及びプレゼンを経て、交付決定通知書により正式に決定、通知します。

## 9 補助金の交付

事業完了後に実績報告書を提出していただき、実施した事業内容と支払った経費の内容を確認した後、補助金を交付します。

※事業完了とは、経費の支払いまで完了していることを言います。

※経費の支払いは交付決定を受けた年度内（3月末日まで）に完了している必要があります。

※令和4年度交付決定分は、令和5年4月以降となります。

### 【交付申請から補助金の交付までのスケジュール概要】

- ①交付申請書の提出（随時受付）
- ②申請者からのプレゼンテーション
  - ・交付申請を受付けた翌月に、申請者からプレゼンテーションを実施してもらいます。
  - ・プレゼンテーションの実施日については、町からご案内します。
- ③交付決定
  - ・①及び②の内容を審査後、②を実施した月末又は翌月の初めを目途に交付決定通知書を発送します。
- ④事業着手
- ⑤事業完了（経費の支払いまで完了）
- ⑥実績報告
- ⑦補助金交付

- (例) ①交付申請：7月  
→ ②申請者からのプレゼン：8月  
→ ③交付決定：8月末又は9月初旬  
→ ④事業着手：③以降  
→ ⑤事業完了（経費支払いまで完了）：交付決定を受けた年度末まで  
→ ⑥実績報告：⑤の後  
→ ⑦補助金交付：⑥の内容を審査後

## 10 交付決定後の注意事項

交付決定を受けた後、事業を中止しようとする場合、又は事業計画の内容を変更しようとする場合等には、事前に承認を得なければなりません。

## 11 補助金交付後の注意事項

- (1) 補助事業に係る経費について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業が完了した翌年度から3年間、管理及び保存しなくてはなりません。
- (2) 補助金の有効活用の観点から、補助金交付後3年間、経営の状況について調査します。その調査に協力しなければなりません。
- (3) 補助金の交付を受けた後、3年を経過する前に補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、事前に承認を得なければなりません（取得価格及び効用の増加価格が20万円未満の場合対象外）。また、処分にあたり事業者収入があった場合には、交付した補助金の全部又は一部を町に返還しなければなりません。
- (4) 補助金の交付を受けた後、3年を経過する前に事業を廃業した場合は交付した補助金の返還を求めます。また、事業を廃業したと湯沢町が認める場合も同様とします  
(例：令和3年度に補助金の交付を受けた場合は、令和6年度末まで)。
- (5) 補助制度の周知及び起業した方のPRを目的に、補助金の交付を受けた方の情報を湯沢町広報誌及びHP等で広く周知します。

## 12 起業創業セミナー等

### ① 「起業創業セミナー」(湯沢町インキュベーションセンター実施)

講師：中小企業診断士等 受講料：無料

開催：2回(令和4年6月5日(日)、10月9日(日))

申込み：湯沢町商工会 TEL：025-784-2522 FAX:025-784-3218

### ② 「起業家向けのセミナー」(民間スタートアップ支援拠点事業者実施)

民間スタートアップ支援拠点事業者：きら星(株)

対象セミナー：実践型起業支援プログラム『セミナー形式』

受講料：有料 開催：随時

申込み：きら星(株) <https://kirahoshibase.com/startup/> QRコード→

Webサイトの問い合わせフォームから希望日時等を申してください



## 13 Q & A

No.	質問	回答
1	令和4年6月に交付決定を受けた個人事業主ですが、令和4年4月に事務所の内外装の改築工事を行いました。この費用は補助対象となりますか。	補助対象となる経費は、P3「5 補助対象経費」に記載のとおり、「交付決定日以降の契約・発注により発生した経費」です。よって補助対象となりません。
2	令和4年度に事務所の改築工事を行い、50万円かかる見込みです。また、令和5年度に広告宣伝費として50万円使う予定です。この場合、令和4年度に25万円、令和5年度に25万円という形で分けて補助金を申請することはできますか。	P1「2 補助対象者 (2)」に記載のとおり「過去にこの補助金の交付を受けていない方であること」が補助対象者の条件となります。よって、令和4年度に補助金の交付を受けた方は、以降の年度において補助金の交付申請を行うことができません。
3	町の上下水道料には納付証明書がありませんが、どうすればよいですか。	申請時に添付いただく同意書に基づき、町で調べます。
4	新たに法人を設立して事業を行う予定です。納税証明書はどれを提出すればよいでしょうか。	新たに設立する法人には課税がないため不要です。代表者個人の納税証明書を提出してください。
5	補助対象外経費の例示	販売手数料、飼育飼料購入費、研修費用、農薬購入費、肥料購入費、租税公課、従業員のための駐車場賃借料 (その他については交付要綱に照らし合わせて判断します。)